

基 本 構 想

- I 計画の基本理念と目的
- II 構想の目標年次及び将来人口
- III 将来都市像
- IV 施策の体系
- V まちづくり5つのテーマ
- VI 元気づくりプログラム
- VII 市政運営3つの基本姿勢
- VIII 土地利用・地区別発展方向

I 計画の基本理念と目的

この計画は、「市民福祉^{*1}の向上」を基本理念とし、「市民と行政がともに知恵を出し合い、協働のまちづくりを進め、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指す」ことを目的とします。

II 構想の目標年次及び将来人口

1 構想の目標年次

構想の目標年次は、『平成30(2018)年度』とします。

2 将来人口

本市の人口は、昭和39年の207,093人をピークに減少が続き、平成19年12月末現在の住民基本台帳人口は138,845人となり、この40年余りの間で約7万人の人口が減少しました。

特に近年は、市外転出による社会減のみならず、死亡数の増加と出生数の減少による自然減も拡大しており、人口減に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。

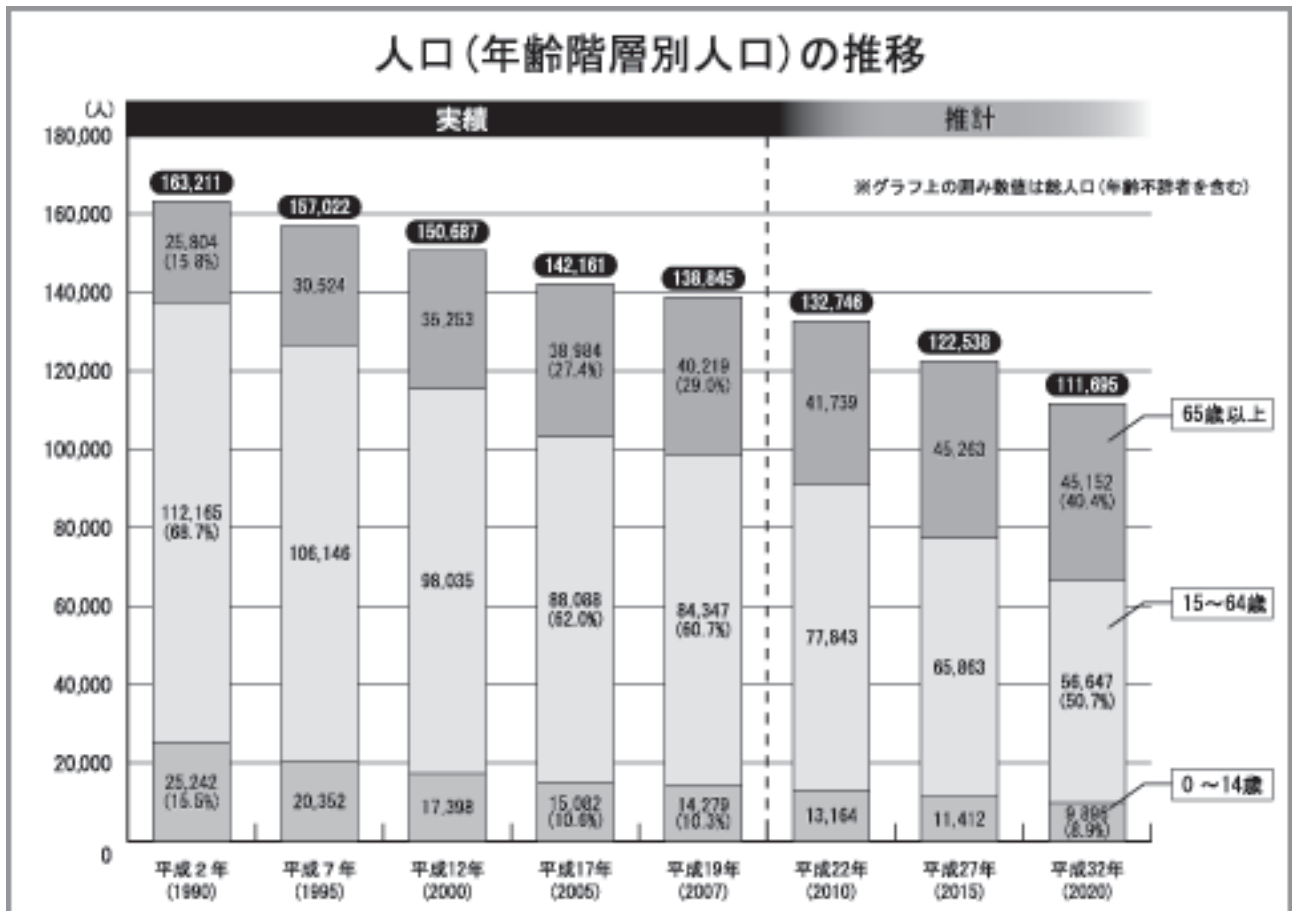
我が国全体でも平成16年をピークに人口減少社会に転じたといわれていますが、研究機関の推計では、おおむね10年後の本市の人口も次のグラフのとおり11万人台に減少すると予測されています。

このような状況を踏まえると、定住人口の増加を望むことは難しく、また、今後も続くと思われる社会・経済の大きな変化の中で、将来人口を設定することは困難ですが、人口は自治体運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくためにも、人口対策は最も重要な課題の一つです。

そのため、本計画による各施策の着実な推進はもちろん、効果的な施策として企業誘致の強化による新たな雇用の場の創出を図るとともに、市外からの移住促進に努めます。

※1 市民福祉 「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉で、広義で「公共の福祉」などと使われる。

また、市民がこの「まち」に愛着を持ち、生き生きと充実した生活を送れるよう、地場産業の活性化や新たな起業による働く場の確保のほか、子どもを生み、育てやすい環境づくりなど、各施策を総合的に展開することにより、人口減少を最小限にとどめるよう努めます。



※平成2～17年は「総務省国勢調査人口」。平成19年は12月末現在の住民基本台帳人口。平成22年以降は、財団法人統計情報研究開発センターが平成17年国勢調査結果を基に推計した「市区町村別将来推計人口」。

Ⅲ 将来都市像

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史的文化遺産を有し、日本海特有の変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着をはぐくみ、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。

これら、先人たちが築いてきた小樽特有のかけがえのない財産を守りはぐくみ、多彩な資源を効果的に活用しながら、にぎわいや活力に満ちた地域経済の創出に努めるとともに、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくりを一層推進し、だれもが健康で快適に暮らせる地域社会の実現を目指します。

小樽市の将来都市像は、

『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』

とします。

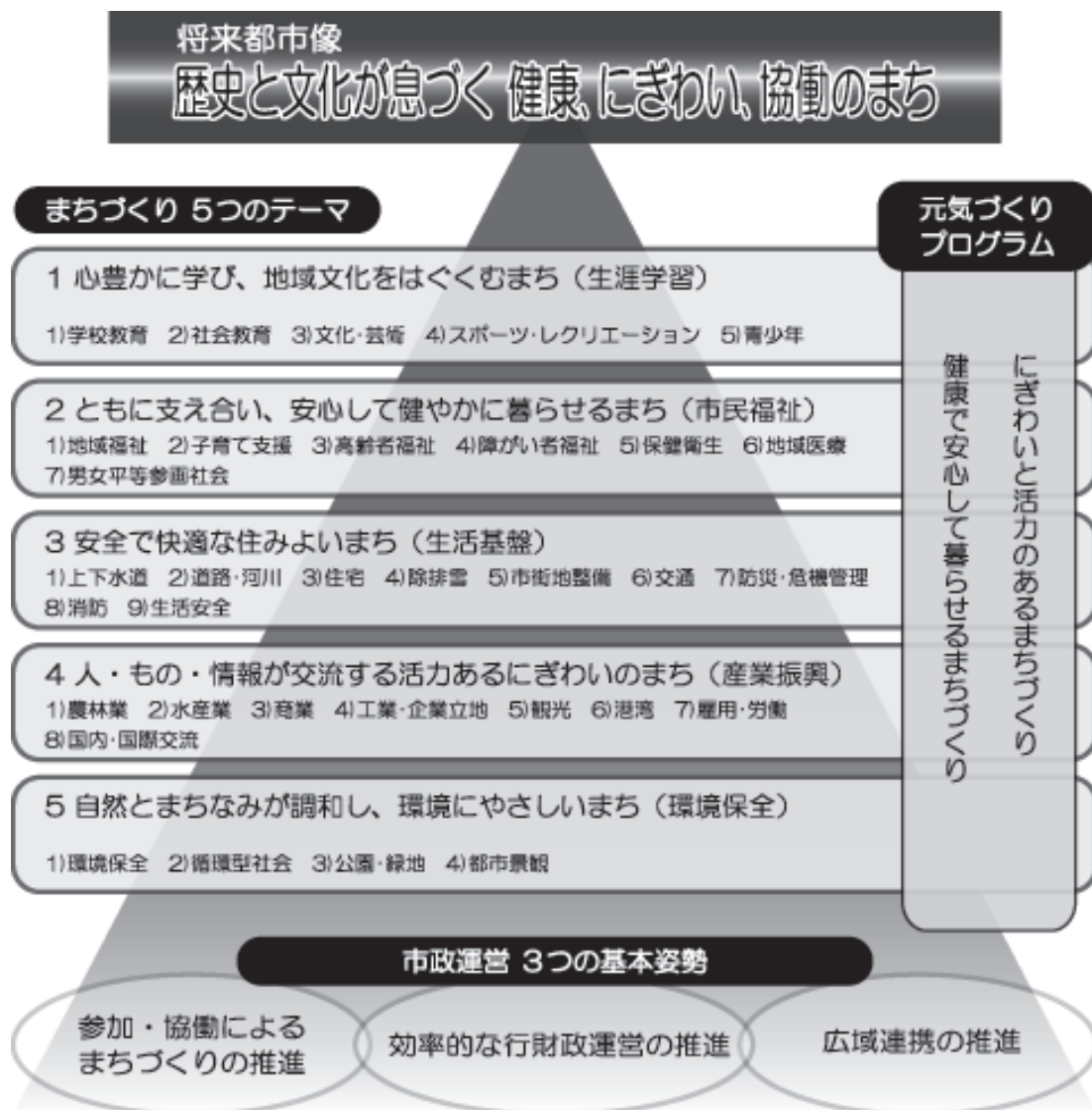


IV 施策の体系

「まちづくり 5つのテーマ」は、将来都市像の実現に向け、バランスの取れた施策を展開するための体系です。

「元気づくりプログラム」は、急速に進行する少子高齢化、低迷する地域経済、厳しい雇用環境などの地域課題や市民意識、要望などに対応するため、施策の分野を超えて横断的に取り組むプログラムです。

「市政運営 3つの基本姿勢」は、上記の施策群を着実に推進していくため、市政運営の基本姿勢として設定したものです。



V まちづくり 5つのテーマ

本市が掲げる将来都市像を実現するために、市政の各分野を「生涯学習」「市民福祉」「生活基盤」「産業振興」「環境保全」に分類し、『まちづくり 5つのテーマ』として体系付けました。

『まちづくり 5つのテーマ』は、33の施策により構成し、施策ごとに目指すべき姿とその展開方向を明らかにしたものです。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

1) 学校教育

子どもたちが、自ら考え、行動する能力と他人を思いやり、協調する心などを持って、変化の激しいこれからの社会で「生きる力」を身に付けるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良くはぐくむ学校教育を目指します。

このため、一人ひとりの個性を大切にし、社会や自然、環境とのかかわりの中で創意工夫を凝らした特色ある教育活動を行い、学校、家庭、地域との連携を深めながら、信頼される学校づくりを進めるとともに、小中学校の規模・配置の適正化と施設整備の充実を図ります。

また、豊かな人間形成の基礎を培う幼児教育や生徒の個性、適性に応じた高校教育の振興のため、教育活動への支援に努めるとともに、大学が有する知的資源^{*1}を活用し、教育・文化をはじめ、産業振興や国際交流などの様々な分野で地域との連携が図られるように努めます。

2) 社会教育

心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指します。

このため、多様化する学習ニーズなど、生涯各期にこたえる学習機会を提供するとともに、その学習成果を社会に生かすことができる社会教育活動の充実を図ります。

また、インターネットや情報誌で学習情報を提供するとともに、社会教育施設などを活用しながら、様々な社会教育関係団体・機関等との連携により内容の充実に努めます。

さらに、市民の学習意欲にこたえられるよう、施設の特性を生かした利活用を進めるとともに、郷土資料の収集、調査を進めます。

※1 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

3) 文化・芸術

市民だれもが生涯にわたり文化芸術に親しみ、個性的で潤いに満ちた市民生活を送ることができる「文化の香り高い街おたる」の実現を目指します。

このため、市民の文化芸術活動を支援するとともに、市民が質の高い文化芸術に接することができるように努めます。

また、郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、活用に努めます。

4) スポーツ・レクリエーション

市民の健康や体力づくりへの関心の高まりとともに、スポーツ・レクリエーション活動の充実が求められており、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境を目指します。

このため、生涯スポーツの普及、振興とスポーツ団体の育成、強化を図るとともに、市民が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用に努めます。

5) 青少年

心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。

このため、学校、家庭、地域などとの連携を図るほか、地域子供会などのリーダーの養成や子どもの居場所づくりを進めるとともに、青少年活動への支援など、青少年の健全育成のための環境づくりや非行防止活動の推進に努めます。

また、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

1) 地域福祉

「ともに生き、ともに支え合う」という視点に立ち、だれもが生涯を通して、生き生きとその人らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

このため、すべての団体、個人が、それぞれ役割を持って地域福祉活動に参加できるよう、地域社会全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

2) 子育て支援

安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかにはぐくまれる環境づくりを目指します。

このため、家庭はもとより、地域社会全体がそれぞれの役割を担うよう働き掛けるとともに、多様な市民ニーズに対応した保育サービスの充実など、子育て支援の推進に努めます。

3) 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持ち、元気で安心して暮らせるまちを目指します。

このため、民間事業者やボランティアなどとも緊密な連携を図りながら、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

また、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するため、高齢者が持つ知識や経験を生かすことができる場の創出と情報提供に努めます。

4) 障がい者福祉

市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合える地域社会の実現を目指します。

このため、社会参加への妨げとなっている要因を取り除き、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援します。

また、障がいに対する市民の理解が深まるように努めます。

5) 保健衛生

市民一人ひとりが生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。

このため、健康的な生活習慣と予防医療^{※1}の重要性の理解を深めるよう啓発し、子どもから高齢者までの健康づくりを支援します。

また、食の安全を確保するための情報提供や感染症^{※2}等に対処するための危機管理体制の強化など安全な生活環境づくりに努めます。

6) 地域医療

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、医師不足など地域医療を取り巻く環境が深刻化する中で、医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化を進め、限られた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、担うべき役割を明確にし、両病院を再編します。

7) 男女平等参画社会

男女の人権が尊重されるとともに男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野に対等に参画していく男女平等参画社会の形成を目指します。

このため、男女を問わずそれぞれの個性や能力を十分発揮できるように、男女平等参画への環境づくりや男女平等の意識改革を市民とともに進めます。

※1 予防医療 健康診査や保健指導などにより、病気の発生や悪化を防ぐ医療のこと。

※2 感染症 病原体が生体内に侵入、増殖して引き起こす病気のこと。インフルエンザなどの伝染性のものと破傷風や肺炎など非伝染性のものがある。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

1) 上下水道

安全で良質な水道水の安定供給を図るとともに、下水道利用の普及を促進しながら、生活環境の改善や公衆衛生の向上を目指します。

このため、老朽化した施設の改築更新や災害に強い施設づくりを進め、持続可能な上下水道システムの構築と環境に配慮した循環型社会の創出に向けて取り組みます。

また、事業経営の効率化や情報公開を図りながら、市民サービスの向上に努めます。

2) 道路・河川

道路や河川の整備を進め、安全で快適な生活環境の確保を目指します。

このため、幹線道路や生活関連道路の整備については、人にやさしい道路環境に配慮するとともに、円滑な交通の確保に努めます。

また、河川整備については、水害を防除するための治水対策を進めるとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

3) 住宅

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

このため、民間住宅の建設やリフォームの支援に努めるとともに、公的住宅の建替えや改善を進めます。特に、利便性の高い中心市街地については、住環境の充実を図り、まちなか居住の促進に努めます。

また、市外からの移住を促進させるため、住まいの情報の積極的な発信に努めます。

4) 除排雪

北国の厳しい自然環境の中で、安全で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、国や北海道との除雪体制の連携を強化するとともに、市民との協働を進めながら、地域総合除雪体制^{*3}の充実に努めます。

5) 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本とし、人口減少や少子高齢化などの社会動向を考慮した利便性の高いコンパクトで安全、快適なまちづくりを目指します。

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能を加え、にぎわいあふれる市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりの検討を進めます。

※3 地域総合除雪体制 歩道や車道の除排雪、路面の管理、砂散布などの管理を一括して実施する総合的な除排雪体制のこと。

6) 交通

地域経済と暮らしを支え、人や地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、都市内交通については、交通網の計画的な整備や公共交通機関の利用促進など機能の充実に努めます。

広域交通については、幹線道路や鉄道、バス、フェリーなど既存の交通機能の充実に努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道^{*1}など新たなネットワークの実現に努めます。

7) 防災・危機管理

地震や津波などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。

このため、がけ崩れなど土砂災害の防止や防災等の情報通信手段の充実に努めるとともに、市民との連携や各自治体との広域応援体制を確立し、災害発生時等の応急体制の強化に努めます。

また、国民保護法^{*2}に示す非常事態が発生した場合には、国や北海道など関係機関と協力して、市民などの保護のための措置を実施します。

8) 消防

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

このため、火災予防対策の充実と自主防火管理の促進による火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努め、特に、高齢者や障がい者などの安全対策や救急救助体制の充実に取り組みます。

また、消防署所、車両などの消防力全体の見直しや近隣消防本部との広域応援体制の確立のほか、消防団組織の活性化を図ります。

9) 生活安全

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民、特に、高齢者や子どもが安全、安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、交通安全や防犯意識の高揚を図り、安全な道路交通環境の確保や市民と一体となった防犯体制の整備を進めるとともに、消費者の保護や消費者が自ら考え行動できるよう支援に努めます。

※1 北海道横断自動車道 起点を寿都郡黒松内町、終点を根室市及び網走市とする国土開発幹線自動車道（国幹道）のこと。

※2 国民保護法 武力攻撃を受けた際の避難方法などについて定めた法律のこと。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

1) 農林業

農地の高度利用を図り、生産性の高い農業の確立を目指すとともに、大都市近郊の地理的優位性を生かした都市型農業^{※3}としての発展を図ります。

このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、市民農園などを活用し、市民と農業のふれあいを推進します。

林業については、緑地環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備を進めます。

2) 水産業

資源管理型漁業^{※4}の推進を図り、将来にわたる水産物の安定供給を目指します。

このため、漁場の造成や漁場環境の保全、栽培漁業^{※5}の技術開発、漁港の整備などを推進します。

また、水産物や水産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに対応した新製品の開発などにより、新たな需要の創出と販路の拡大に努めます。

3) 商業

地域と密着した親しみのある小売業の振興を図るとともに、流通環境の変化に対応した卸売業の機能の効率化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、商店街は親しみのある地域コミュニティの場として、市場^{いちば}は食生活を支える新鮮な食品の提供を、大型店は買い物に対する利便性に加え一層の地域貢献が求められるなど、それぞれが機能と役割を發揮し、多様化する消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めます。

また、商業を取り巻く環境の変化に対応するため、人材育成など経営基盤の強化を図ります。

4) 工業・企業立地

社会経済情勢が大きく変化する中、中小企業を中心とした地場企業の経営基盤の強化を進め、地場産業の振興を目指します。

このため、産・学・官^{※6}や異業種の連携により技術や情報の活用を図るとともに、地場企業が有する技術力と地域資源との融合などにより新商品の開発を進め、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大に努めます。

また、積極的に企業誘致を進めるとともに、進出企業と地場企業との連携を図り、新たな事業展開や受注機会の拡大など地域経済への波及効果を高めます。

※3 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

※4 資源管理型漁業 過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

※5 栽培漁業 魚介類の種苗や稚魚を大量に生産し、中間育成して海に放流し、成魚を漁獲する漁業のこと。

※6 産・学・官 「産」は産業界や民間企業、「学」は学会や大学などの高等教育機関、「官」は官界や行政機関を指す。

5) 観光

恵まれた自然や特有の都市景観をはじめ、ガラスなどの伝統的工芸や新鮮な海の幸など小樽が持つ多様な資源を活用し、四季を通じて何度でもゆっくりと時間をかけてまちの魅力を味わってもらえる「観光まちづくり」を目指します。

このため、観光資源の発掘や観光拠点の整備、多彩なイベントの創出、観光客のニーズに対応した情報やメニューの提供など観光客の回遊性を高めることにより、時間消費型観光^{※1}への移行を進め、基幹産業としての発展に努めます。

また、国内外への情報発信や観光プロモーション^{※2}を推進するとともに、ホスピタリティ^{※3}の向上など受入れ体制の充実を図り、リピーター^{※4}を含む観光客の誘致に努めます。

6) 港湾

小樽港の歴史、立地特性、関連産業の集積などを生かし、物流の活性化を柱とした躍動感あふれる魅力的な港湾の実現を目指します。

このため、港湾機能の充実を進め、国内貨物の誘致や対岸諸国、北米地域などとの貿易の拡大を図るとともに、クルーズ客船^{※5}の寄港促進に努めます。

また、水辺を生かした国際交流や市民交流の場として、まちづくりと連携した港湾空間の形成を図るとともに、関係機関との連携による海洋に関する調査、研究などの推進に努めます。

石狩湾新港については、小樽港とともにそれぞれの特性を生かしながら連携を強化するとともに、背後地域への企業立地を進め、道央圏日本海側の拠点港としての発展に努めます。

7) 雇用・労働

次代を担う若者や高齢者などの雇用創出を図るとともに、すべての勤労者が働きやすい魅力ある職場づくりを目指します。

このため、若年者の市外流出や急速な高齢化の進行などの社会情勢を踏まえ、就業形態の多様化や勤労者の意識変化を的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、雇用の場の確保、働く意欲のある方への就業支援や職業能力の開発に努めるとともに、労働環境の整備を図ります。

8) 国内・国際交流

本市が有する多彩な資源を生かし、人、もの、情報の交流でにぎわう、国内・国際交流の拡大を目指します。

このため、姉妹都市^{※6}や本市とかがわりの深い地域との人的、文化的、経済的交流を図るとともに、市内に暮らす外国人への支援や市民との交流機会の拡大など身近な交流を進めます。

※1 時間消費型観光 訪れた土地の歴史や文化、自然、人との交流などに時間をかけて楽しむ観光のこと。

※2 プロモーション 促進のための宣伝・広告活動のこと。

※3 ホスピタリティ 心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

※4 リピーター 再訪者のこと。ここでは何度も繰り返し訪れる観光客のことをいう。

※5 クルーズ客船 レストランや宿泊設備を持ち、長期間の船旅を提供する旅客船のことをいう。

※6 姉妹都市 親善や文化交流を目的として特別の関係を結んだ、国を異にする都市同士のこと。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

1) 環境保全

地球温暖化^{※7}に対する国際社会での我が国の役割を理解し、市民一人ひとりが、人と地球の未来のために、自ら考えて地域で行動することにより、快適な環境を将来の世代へ引き継いでいける社会の実現を目指します。

このため、環境への関心や意識を高め、地球にやさしい行動を実践する市民の育成に努めるほか、市民、事業者、行政が互いに協力して、資源、エネルギーの無駄をなくすことにより、温室効果ガス^{※8}排出量の削減を図るとともに、自然エネルギー^{※9}などの活用に向けた情報収集や研究を進めます。

また、多様化する市民ニーズに対応しながら、公害の未然防止に努め、恵まれた豊かな自然とふれあう環境づくりを進めます。

2) 循環型社会

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方であるごみの3R^{※10}「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「資源化（Recycle）」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

3) 公園・緑地

人と自然が共生する、緑にあふれ、潤いと憩いのあるまちづくりを目指します。

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、魅力ある公園・緑地の整備を進め、緑をはぐくみ、緑とふれあう機会の充実を図ります。

4) 都市景観

小樽の歴史や文化が息づくまちなみや四季の移ろいを楽しめる変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

このため、景観法^{※11}を活用し、市民や事業者との協働により新旧が調和した景観づくりに努めます。

※7 地球温暖化 地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象のこと。

※8 温室効果ガス 水蒸気、オゾン、フロン、二酸化炭素など温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。

※9 自然エネルギー 太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。

※10 3R 廃棄物の発生を減らし、資源を有効利用するための取組を三段階（発生抑制=Reduce、再使用=Reuse、資源化=Recycle）に分けて表したものを。

※11 景観法 良好な景観の形成を促進するため、国、地方自治体、住民の責務や各種の規制などについて定めた法律のこと。

VI 元気づくりプログラム

急速に進行する少子高齢化、低迷する地域経済、厳しい雇用環境などの地域課題や市民意識、要望などに対応するため、「まちづくり 5つのテーマ」の各施策を着実に進めることと併せて、施策の分野を超えて横断的に取り組むために『元気づくりプログラム』を設定します。

このプログラムでは、「元気づくり」をキーワードに、にぎわいと活力に満ちたまちで、だれもが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【にぎわいと活力のあるまちづくり】

人、もの、情報などが活発に行き交い、元気で活力のあるまちづくりを進めるためには、他地域と比較し、優位にある地域特性を見だし、それらを最大限に生かしていくことが求められています。

このため、恵まれた自然環境、魅力的な産業遺産や文化遺産、優れた産業技術、多様な機能を有する港、さらには全国的にも高い知名度、札幌市との至近性など、多くの財産や特長を生かし、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

【健康で安心して暮らせるまちづくり】

今後予想される一層の少子高齢化社会に備えるため、子どもを安心して生み、健やかに育てることができる地域づくりと、高齢者が住み慣れた場所で豊かな経験と知識を生かしながら、生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

このため、福祉、教育、保健、医療など様々な分野において、行政と地域住民や団体、ボランティアなど多様な主体が連携し、協働して取り組み、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

Ⅶ 市政運営 3つの基本姿勢

『市政運営 3つの基本姿勢』は、「まちづくり 5つのテーマ」「元気づくりプログラム」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たっての基本的な姿勢として取りまとめたものです。

1 参加・協働によるまちづくりの推進

地方分権改革により、自治体はこれまで以上に自らの責任で自主的に行政を運営しなければなりません。

価値観やライフスタイルの多様化により、市民の求める行政サービスの範囲は拡大しており、行政のみで対応することは難しくなっています。

一方で、福祉、観光、教育、まちづくりなど様々な分野で市民の自主的活動の幅が広がりつつあります。

これからも、市民、地域、団体、行政、それぞれがパートナーとして、より一層の信頼関係を築き、自らの責任と役割分担の下で活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため、情報公開の推進や市民参加の機会を拡大し、透明性の高い市政運営に努め、地域の住民や団体など多様な主体と連携する地域コミュニティの強化を図ります。

また、民間の経営力やノウハウ、大学など研究機関が有する知的資源^{※1}を活用した地域振興に取り組みます。

2 効率的な行財政運営の推進

国の三位一体の改革^{※2}による地方交付税^{※3}の削減、地域経済の低迷や人口減などによる市税収入の減少により本市の財政は厳しい状況にあり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、人口や財政の規模に見合った市政運営が必要となります。

このため、組織機構や事務事業の見直しなど、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」により事業を推進し、健全な財政基盤の確立を目指します。

※1 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

※2 三位一体の改革 国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税財源移譲、地方交付税の見直しを同時に推進する改革のこと。

※3 地方交付税 地方公共団体間の財政不均衡を是正し必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

3 広域連携の推進

主要幹線道路の整備や新幹線の札幌延伸など関係自治体が共同して取り組む課題、住民生活に密着した医療・消防分野での広域連携の検討など近隣自治体が協力し、取り組んでいくことが必要となっています。

また、交通網や情報網の整備が進み、市民の日常生活圏が拡大しています。住民サービスの向上を効率的に推進するため、道央圏や後志圏の関係市町村と協力した行政運営はもとより、市民交流、経済交流、公共施設の相互利活用など行政区域を越えた広域連携の推進に努めます。

Ⅷ 土地利用・地区別発展方向

1 土地利用

〈基本的な方針〉

海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

〈利用区分〉

土地の利用については、都市機能の集積や市街地の形成に向けた「都市的利用」と自然環境の保全と活用に向けた「自然的利用」に分けられます。

利用区分については、下記のとおりとします。

◆都市的利用

住居系：安全で快適な居住環境の創出に向けた利用に努めます。

商業系：魅力ある商業機能の集積とにぎわいのある空間の創出に向けた利用に努めます。

工業系：地場産業の振興と企業立地を促進するため、都市型工業^{*1}の集積や流通機能の充実にに向けた利用に努めます。

◆自然的利用

農業系：都市型農業^{*2}の振興に向け、農地の高度利用を図ります。

自然環境系：緑地が持つ4つの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観構成）が補完し合うような配置と調和の取れた利用に努めます。

2 地区別発展方向

〈基本的な方針〉

地区ごとに特性や課題などを把握し、将来に向けての発展の基本方向を明らかにします。

各地区が持つ特性や役割分担、生活圏のまとまりなどを考慮した地区の区分設定をするとともに、「まちづくり 5つのテーマ」に示される分野別施策を基に、特に地区との関係が深いものについて、地区別の発展方向としてその概略を示します。

※1 都市型工業 市街地やその周辺に立地し、公害防止や環境整備に配慮した工業のこと。

※2 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

〈地区の現状・発展方向〉

本市の市街地は、海岸線に沿った細長い平地と一部の丘陵地により形成されており、その地形上の制約とも相まって、それぞれの地区において、自然・歴史的特性や産業面での特色を有しています。

これらの要因を考慮し、本市を大別すると、「北西部地区」「中部地区」「東南部地区」の3地区に分けられ、各地区の現状と発展方向については、下記のとおりとします。

・北西部地区

農業や漁業の主要な地域となっていることから、農業、漁業に関する環境整備や国定公園地域を抱えた観光ゾーンとしての整備に努めます。また、基盤整備の進んだ住宅地では、今後とも暮らしやすい住環境づくりに努めます。

・中部地区

人口、産業などの集積や都市機能の整備が進んできましたが、特に中央地区などで空洞化が進行していることから、中心市街地活性化基本計画の推進により、商業拠点、観光拠点、交通拠点としての整備や中心市街地への居住促進に努めます。

・東南部地区

計画的に基盤整備が行われた住宅地では、今後とも暮らしやすい住環境づくりに努めるとともに、海や温泉郷、スキー場など地域資源を生かした魅力ある空間として、観光・レクリエーション機能の向上に努めます。

また、石狩湾新港地区をはじめとする工業地では、札幌に近接した優位性を生かし、生産・物流系の企業やエネルギー関連事業の誘致に努めます。

〈地区区分〉

北西部地区	塩谷地区	蘭島、忍路、桃内、塩谷
	長橋・オタモイ地区	オタモイ、幸、長橋、旭町
	高島地区	祝津、赤岩、高島
中部地区	手宮地区	手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
	中央地区	稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目
	山手地区	富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山
	南小樽地区	住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港
東南部地区	朝里地区	桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
	銭函地区	張碓町、春香町、桂岡町、銭函1～3丁目、見晴町、星野町
	石狩湾新港地区	銭函4・5丁目